

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係 (年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合) 41の2の2—1 措置法第41条の2の2の規定の適用を受けようとする者が、同条第1項に規定する申告書(以下この項において「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」という。)の同条第2項に規定する提出しなければならない日までに、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下この項において「借入金の年末残高等証明書」という。)の交付を受けられないため、同法第41条第1項、第3項又は第5項の規定の適用を受けなかった場合において、翌年1月31日までに借入金の年末残高等証明書を添付して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出したときは、その提出を受けた給与等の支払者は、その提出に係る給与等につき同条第1項、第3項又は第5項の規定を適用したところにより年末調整の再計算を行って差し支えない。 (注) 住宅借入金等特別控除は、上記によらないで確定申告により控除を受けることもできることに留意する。 <u>41の2の2—2 削除</u>	第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係 (年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合) 41の2の2—1 措置法第41条の2の2の規定の適用を受けようとする者が、同条第1項に規定する申告書(以下この項及び41の2の2—2において「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」という。)の同条第2項に規定する提出しなければならない日までに、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下この項において「借入金の年末残高等証明書」という。)の交付を受けられないため、同法第41条第1項、第3項又は第5項の規定の適用を受けなかった場合において、翌年1月31日までに借入金の年末残高等証明書を添付して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出したときは、その提出を受けた給与等の支払者は、その提出に係る給与等につき同条第1項、第3項又は第5項の規定を適用したところにより年末調整の再計算を行って差し支えない。 (注) 住宅借入金等特別控除は、上記によらないで確定申告により控除を受けることもできることに留意する。 <u>(給与等の支払者が受理した申告書の保管)</u> <u>41の2の2—2 給与等の支払者が受理した給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書は、当該給与等の支払者が保管するものとし、必要がある場合には、税務署長に提出させるものとする。</u>

<u>附 則</u> <u>(経過的处理)</u> <u>平成25年1月1日前にこの法令解釈通達による改正前の41の2の2-2に定める支払者が受理した申告書等については、なお従前の例による。</u>	(新設)
--	-------------